

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 236 「業種別委員会実務指針第 38 号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正について」（公開草案）の公表について

日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2021年8月19日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正について」（以下、「実務指針38号」とする。）を公表しました。

今回の改正に当たって、設立当初より事業の存続期限が定められている投資事業有限責任組合における、有期限性に関する注記と継続企業の前提に関する注記の取扱いに関する検討を行い、関係する項、注記のひな型、注記の文例及び監査報告書の文例の見直しを行っています。今回の改正については、主に現行の監査基準委員会報告書570「継続企業」に基づいた改正であり、追加の要求事項を設けるものではありません。

主な改正点は以下の通りです。

○有期限性に関する注記及び継続企業の前提に関する注記等の記載箇所変更  
従前は、重要な会計方針に記載することとされていた「有期限性に関する注記及び継続企業の前提に関する注記等」が、下記の通り、注記事項の冒頭に記載される財務諸表等作成の基礎に記載するよう改正されています。

（以下、実務指針38号18項及び54項より抜粋）

### 《(2) 有期限性に関する注記》

18. 有責組合の出資者は、組合契約において有責組合の存続期限が明示されているため、有責組合の存続が有期限であることを出資時から了解しているが、有責組合の有期限性をより明確にするため、設立以降の全ての財務諸表等の、注記事項の冒頭に記載される財務諸表等作成の基礎において、有責組合の有期限性の下での継続企業の前提の考え方の記載と合わせて、有責組合の存続期限及び延長可能期間について注記するものとする。

### 《(4) 有期限性に関する注記及び継続企業の前提に関する注記等》

54. 重要な会計方針の前には、有責組合の有期限性の下での継続企業の前提の

考え方並びに有責組合の存続期限及び延長可能期間（以下「有期限性に関する注記」）、継続企業の前提に関する注記等を第 37 項(2)から(5)に従って記載しなければならない。なお、有責組合の有期限性をより明確にするため、設立以降の全ての財務諸表において、有期限性に関する注記を記載するものとする。また、貸借対照表日後監査報告書日までに存続期限の延長が決定された場合には、その内容を当該箇所及び業務報告書の「3. 決算期後に生じた有責組合の状況に関する重要な事実」に注記する。

(注：下線部は筆者による)

本改正は、2021 年 9 月 1 日から適用されています。